

令和7年第1回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第4日目）

本日の会議 令和7年3月13日

招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理 志
委員	下町 純子	委員	藤田 明美
委員	岡田 義晴	委員	八木 亮三
委員	西田 健	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	主 査	村田 潤哉
--------	-------	-----	-------

説明のため出席した者

総務部長	青田 浩二		
(秘書広報課)			
課 長	木戸 武志	係 長	池田 昇平
(情報政策課)			
課 長	木須 紀彦	係 長	廣橋 慶三
係 長	関口 直人		
(地域安全課)			
課 長	山口 聡一朗	課長補佐	田中 廣幸
課長補佐	荒木 啓二	係 長	入口 健太郎

本日の委員会に付した案件

議案第22号 令和7年度長与町一般会計予算

開会 13時08分

閉会 15時48分

○委員長（金子恵委員）

皆さまこんにちは。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

先日に引き続き、令和7年第1回定例会本会議におきまして本常任委員会に付託を受けました議案第22号令和7年度長与町一般会計予算の件を議題とします。本案について、本案所管分の審査を行います。地域安全課の提案理由の説明を求めます。

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

皆さんこんにちは。令和7年度長与町一般会計予算の地域安全課所管につきましてご説明させていただきます。初めに予算書の9ページをお開き願います。第3表地方債の市街地整備総合交付金事業のうち3,580万円、消防施設整備事業の4,420万円は所管分でございます。

次に歳入でございますが、説明書の14、15ページをお開き願います。13款1項1目3節コミュニティセンター使用料は、ふれあいセンターおよび南交流センターの施設使用料となっており、こちらはいずれも各施設の施設管理費に充当いたしております。次に、20、21ページをお開き願います。14款2項4目3節市街地整備総合交付金の4行目、地域交流センター整備事業費交付金はさくら野東自治会の活動拠点として集会施設を整備するもので、補助率は対象となる経費の40%となっております。14款2項6目1節消防費補助金の総合流域防災事業補助金は、防災ハザードマップ改訂業務に関わる補助金で、補助率は50%となっております。14款3項1目1節総務管理費委託金の自衛官募集事務委託金は所管分でございます。次のページをお開き願います。15款2項1目1節総務管理費補助金の2行目、石油貯蔵施設立地対策等補助金は、石油貯蔵施設の周辺地域における公共の施設等の整備に係る補助金で、歳出の9款1項2目消防施設費の消防備品購入費に充当予定でございます。次に、24、25ページをお開き願います。15款2項5目1節商工費補助金は、歳出の7款1項1目のファイナンシャルプランニング業務委託に充当予定でございます。次のページをお開き願います。15款3項1目1節総務管理費委託金の一番上の市町村権限移譲等交付金（全世帯配布）は、県の広報紙の世帯配布に係る交付金となっております。28、29ページをお開き願います。16款1項2目1節利子及び配当金の上から3行目のふるさとづくり基金運用収入と、5行目の防災基金運用収入は、いずれも存目計上でございます。次のページをお開き願います。17款1項5目1節消防費寄附金こちらも存目計上でございます。18款2項4目1節防災基金繰入金は、歳出の9款1項4目の防災対策費の自主防災組織新規設立に伴う経費に充当を予定しております。34、35ページをお開き願います。20款5項3目1節雑入の上から5行目、市町村交通災害共済加入推進助成費は、加入受付の事務補助として雇用をする会計年度任用職員に係る経費に充当予定、8行目の清涼飲料水自動販売機設置使用料のうち21万6,000円、次の火災保険料のうち27万

3,000円、各種施設電話使用料のうち1,000円、4行下の太陽光発電余剰電力売払収入、その9行下の電柱等設置使用料のうち3,000円が所管分、次のページに参りまして、14行目の消防団員安全装備品整備等助成金、その2行下のコミュニティ助成事業助成金、4行下の全国町村会災害対策費用保険金、2行下のニュータウン防災センター電気使用料が所管分となっております。38、39ページをお開き願います。21款1項2目5節市街地整備総合交付金事業債の3行目、地域交流センター整備事業充当起債は、2款1項10目の施設整備工事費に充当予定で、充当率は対象事業種から地域交流センター整備事業費交付金を差し引いた残額の90%となっております。3目1節消防施設整備事業債の消防格納庫建設事業充当起債につきましては、9款1項2目の消防格納庫建設費に充当予定で、充当率50%、交付税措置率70%の施設整備事業債を活用し、その残額に対しては充当率75%、交付税措置率30%の防災対策事業債を活用することといたしております。以上で歳入についての説明を終わります。

続きまして歳出でございますが、44、45ページをお開き願います。2款1項1目1節報酬の2行目、防災会議委員報酬、その4行下の避難行動要支援者避難支援連絡協議会委員報酬、一番下の危機管理専門員報酬が所管分となっております。次のページへ参りまして、3節職員手当等の上から3行目、会計年度任用職員期末手当、その下の会計年度任用職員勤勉手当が所管分、4節共済費の一番下の会計年度任用職員社会保険料のうち65万3,000円、8節旅費の普通旅費のうち1万円、研修旅費のうち2,000円、費用弁償のうち1万6,000円、会計年度任用職員通勤手当のうち8万6,000円が所管分となっております。48、49ページをお開き願います。18節負担金、補助及び交付金の一番上の各種講習会等負担金、4行目の自衛隊家族会補助金、9行目の九州北部小型船安全協会会費、10行目の西彼杵防衛協会会費、その3行下の長崎県防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金が所管分でございます。次に56、57ページをお開き願います。2款1項7目交通安全対策費は全て所管分となっており、前年度比511万4,000円の減額となっております。この中で、14節工事請負費のカーブミラー設置工事費につきましては、前年度比142万3,000円の増額となっており、これは高田南土地区画整理事業地内の新設工事を予定しております。カーブミラーの新設においては、現地の状況確認が重要であると考えており、住宅の建設状況を見ながら設置をしてみたいと考えております。2行下の防犯灯新設工事費につきましては前年度比632万5,000円の減額となっており、こちらは高田南土地区画整理事業地内の防犯灯設置がおおむね完了したことに伴う減額となっております。その他の予算につきましては、ほぼ前年どおりの計上となっております。次に、64、65ページをお開き願います。2款1項10目地域振興費7節以降は全て所管分となります。12節委託料の3行目、集会所設計監理委託料、14節工事請負費の施設整備工事費につきましては、さくら野東地区に活動拠点として集会施設を整備するものでございます。18節負担金、補助及び交付金の7行目、コミュニティ地区連絡協議会研修補助金につきましては、コ

コミュニティ地区連絡協議会が実施する先進地への視察研修に対し補助を行うものでございます。その下のコミュニティ助成事業補助金につきましては、ニュータウン中央自治会の集会施設の建て替えに伴い、宝くじ助成金のうちコミュニティセンター助成事業を活用するものでございます。続きまして、次のページにかけましての2款1項11目長与町ふれあいセンター管理費は全て所管分となっております。こちらの予算につきましては、ほぼ前年どおりの計上となっております。続きまして、68、69ページにかけましての12目長与南交流センター管理費につきましても全て所管分となっており、こちらの予算につきましてもほぼ前年どおりの計上となっております。次に144、145ページをお開き願います。7款1項1目8節旅費の普通旅費のうち4,000円、研修旅費と費用弁償の全額、10節需用費の消耗品費のうち1万5,000円、12節委託料の2行目、ファイナンシャルプランニング業務委託料が所管分となります。次に160、161ページをお開き願います。9款1項1目非常備消防費は全て所管分となっており、前年度比817万3,000円の増額となっております。次のページをお開き願います。この中で18節負担金、補助及び交付金の5行目、広域消防事業負担金につきましては641万2,000円の増額となっております。増額の主な要因は、燃料費や資機材の物価高騰および人件費の増加によるものでございます。その3行下の浜田出張所経費分担金は179万9,000円の増となっており、増額の主な要因といたしましては、消防局職員のパソコンの更新と空気ボンベの更新を行うことに伴う増額でございます。次に、2目消防施設費につきましても全て所管分となっており、前年度比4,734万8,000円の増額となっております。この中で、11節役務費の2行目、建築確認申請手数料、次のページへ参りまして、12節委託料の1行目、格納庫建設設計監理業務委託料、14節工事請負費の消防格納庫建設工事費につきましては、長与町消防団第9分団格納庫の老朽化に伴い、現在地にて建替工事を行うものでございます。12節委託料の2行目、防災ハザードマップ作成業務委託料につきましては、昨年追加をされました高田川、南田川内川、大井手川に係る洪水浸水想定区域に加えまして、令和7年2月28日に公表されました高潮浸水想定区域を反映させました長与町防災ハザードマップの改定を行うものでございます。次の3目水防費につきましては前年と同様となっております。4目防災対策費につきましては、7節以降は全て所管分となっております。7節報償費の講師謝礼につきましては、長与町にお住まいの防災士および自主防災組織を対象とした研修を検討しており、その際の講師謝礼となっております。12節委託料の3行目、Jアラート専用アンテナ保守点検業務委託料につきましては、Jアラートの専用アンテナが今年度長崎県から移管されたことに伴いまして、アンテナの保守点検委託業務を来年度から本町にて新たに実施するものでございます。13節使用料及び賃借料の2行目、IP無線機利用料につきましては、今年度新たにリース契約を行ったことに伴いまして21万8,000円の減額となっております。166、167ページをお開き願います。18節負担金、補助及び交付金の4行目、長崎県防災行政無線運営協議会負担金は、長崎

県防災行政無線の衛星回線設備のシステム更新が完了したことに伴いまして209万6,000円の減額となっております。以上で歳出についての説明を終わります。

続きまして、主要な施策に関する説明書の9、10ページ、こちらに主要な施策を掲載しております。また、次の24ページには、特別職・非常勤職員報酬一覧、27、28ページには補助金・負担金一覧、それから41ページには長期継続契約予定一覧、43、44ページにはふるさとづくり基金と防災基金を掲載しておりますので、併せてご参照願います。以上が長与町一般会計予算の地域安全課所管分でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。歳入の方からページを追っていきたいと思っております。まず14、15ページ、こちらのコミュニティセンター使用料ですね、ここが所管分になってます。質疑はありませんか。戻っても構いませんので、次に進みます。戻る場合はページ数をお願いします。では次20、21ページ、これはさくら野分とかハザードマップ等々ありますが、質疑はありませんか。では次、22、23ページ、これは石油貯蔵施設の分かな。いいですか。24、25ページ。ないようでしたら26、27ページ、これは全世帯配布分ですね。いいですか。それでは、28、29ページ、ここは基金の存目分ですね。次のページ30、31ページ、これも消防費寄附金の存目分と一番下段、防災基金繰入金、ここが所管になってます。いいですか。では、次に進めます。34、35ページ、雑入です。まずこのページの雑入で質疑があれば。いいですか。それでは次の36、37ページ、質疑はありませんか。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

コミュニティの事業助成金なんですけれども、これはニュータウンの中央区の公民館を防災センターの駐車場の所に建てるということですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

はい、そのとおりでございます。

○委員長（金子恵委員）

下町委員。

○委員（下町純子委員）

ということは、新しく建つニュータウンの中央区の公民館というのは、この2,000万円ぐらい、ぐらいつて言ったらおかしいんですけど、2,000万円で十分に建つということですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

金額といたしましては2,000万円のコミュニティ助成金と、もともと貯めておられた、自治会の方で貯金をしておられた建て替えのための費用2,000万円ほど貯まっております。また、面積要件にもよりますけれども、150平米を超えた場合は町の方からの補助金250万円も出ますので、合わせて財源としては4,250万円が予算の範囲内なのかなというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

下町委員。

○委員（下町純子委員）

ではこの中央区の公民館というのはマックス4,250万円でちゃんと押さえられて建つということで理解していいですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

はい。4,250万円の範囲内で建築の方を行っていくというふうに伺っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では次のページ38、39ページ、ここが中段より下に地域交流センターの整備事業充当起債とその下の消防の分ですね、消防格納庫。質疑はありませんか。よろしいですか。歳入は以上です。歳入全般で質疑はありませんか。では歳出に行きます。44、45ページ、一般管理費の中で数カ所地域分が入っています。防災会議委員等ですね。質疑はありませんか。それでは次のページ、46、47ページ、戻っても構いません、質疑はありませんか。それでは次のページにいけます。48、49ページ、負担金、補助及び交付金に数カ所、地域安全課分の所管分が入ります。ないようでしたら次行きます。56、57ページ、交通安全対策費、これは地域安全課の分ですね、全て。ここで質疑はありませんか。それでは次が62、63ページ。
八木委員。

○委員（八木亮三委員）

56、57ページの2款1項7目14節、交通安全対策費の中のカーブミラー設置工事費ですが、カーブミラーはいわゆる老朽化というか、してるものもあるんじゃないかと思うんですが、この205万6,000円というのは、そういう新設もその更新も全部含めてなんですか。もし想定してる、ちょっと単価が分からないですけど、幾つ分とかそういうのがあれば。それと新設なのか更新なのかとか、内訳といいまじょうか、あれば伺いたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

カーブミラー工事費の内訳についてでございますが、新設工事の方が8基、撤去費用も1基含まれております。また、高田南土地区画整理事業地内に12基を予定しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると全て新規ということですかね。更新みたいのはその都度といいましょうか、例えばここがもう腐食して危ないとかってというのが年度中に見つかったら、また計上されるのか。別の費目なんですかね、ちょっと伺えれば。この款の予算はあくまで全部新規だけということで、そういう更新の場合は別に費目があるんですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

先ほど申し上げたのは新設工事費となっております、年度中の更新、修繕対応の場合と新規の建て替えの場合がございますので、修繕対応できる場合は修繕費の方で対応し行っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

同じところですけども、カーブミラーの設置の基準というか、よく自治会の方で私道、私道の設置については設置基準は国道、県道、市道、私道で何か、ここ置かれないとかいうそういうのは、特に私道に関してはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

カーブミラーにつきましては設置基準の方を設けておりまして、私道として一律に指定をしているものではなくて、私道と町道の交差点となる場合、もしくはその利用者が限定をされる場合においては原則設置をしないという判断基準がございます。またですね、個人宅だとか、事業者とか、そういった施設からの出入口付近につきましても同じく原則設置の方は行っておりません。一律に私道だからというわけではなくて、基本的には設置しないという方向ですけども、設置するパターンもあるのかなというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そうすると、例えば私道で難しいとなった時に、自治会の方でこれ危ないからっていう自治会でもし独自に付けるとしたら、町からの例えば補助とかそういうのはあるんですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

あくまでも個人で設置をされるということになりますので、自治会もしくは個人の負担になろうかと思います。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

併せて、その2つ下の防犯灯の設置についても、防犯灯の設置基準というのは町独自であるんですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

設置基準の方は設けておりませんが、防犯灯の要望があった場合には必ず職員が夜間に調査に伺いまして、実際に明るいかどうか、危ないかどうかという判断を行っております。それに即しまして、必要と判断された場合に設置をするようにしております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

先ほどと同じように自治会の方で、そういう基準から外れてますよということになった時にどうしてもここはやっぱり要るんじゃないかとなった時に、自治会の方で防犯灯もし付けた方がいいねっていう自治会だけの判断でした場合には、その設置費用とか電気料ですね、これを幾らか町がみるということはないですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

現在のところそういった事例がないんですけれども、一般的に防犯灯の電気代につきましても、自治会で負担してもらってる自治体が多いんです、長与町は行政の方で負担させていただいておりますけれども、自治会の方に設置をして管理をして、自治会の方で電気代を支払うというパターンが全国的には一般的でございます。そういった点も踏まえますと、踏まえてというか、私どもの方で設置をしておりますので、必要と判断された場合には設置をしておりますし、恐らく自治会の方で必要と判断された場合には、

こちらの方でも設置する運びになろうかと思えます。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

最後に質問ですけれども、このカーブミラーの数は非常に充実していて、他の市町を見ても長与町はしっかりしてるなど。ただその数と今からのいわゆる改修を考えた時に、今現在はステンレスの鏡ですね。私ちょっと調べたらアクリルでできたのは、長もちしてっていうことでは経済的だということ、強化ガラスだったらあれですけど、非常にこれも長いんだけど、衝撃で割れたらということになったらこれもう使えないなっていうことで、長く経済的に安価でできるということではそういうふうな素材というものを検討することは、この先あるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

ご指摘のとおり現在使用してるものにつきましてはステンレス製となっております。ただ、素材によって優れている点とか、もしくは設置場所において、こちらの方が有利とかそういったものもございますけれども、現在のところそこまで現在設置したものについて大きな問題点があるというふうには感じておりませんので、今のステンレス製の方で行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。今、57ページまで行ってますね。次が62、63ページ、よろしいですか。次、64、65ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

64、65ページの地域振興費の方ですね、2款1項10目18節、先ほど同僚委員の歳入の方での質問と重なりますが、このコミュニティ助成事業補助金が、先ほどの歳入の分をニュータウン中央ですかね、補助して建て直すということですが、先ほどのご説明ですと、ちょっとすいませんこれ説明されたのを聞き逃してたらちょっと繰り返して申し訳ないんですが、2,000万円っていうのはもう2,000万円なんですかね。つまり、先ほどのだと持ち出し、自治会の持ち出しは2,000万円あって、たまたまか半額ですけど、例えばこれ3,000万円で収まった場合は補助金は例えば2分の1とか1,500万円とかなるのか、それとも3,000万円のうち2,000万円は町から出て、自治会の負担が1,000万円になるのか、ちょっとそれを伺えれば。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

宝くじ助成金のコミュニティ助成事業助成金につきましては、2,000万円が上限となっておりますので、2,000万円までしか出ません。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

こちらの交付金の算定につきましては事業費の5分の3までとなっております、その中で上限が2,000万円という形になりますので、3,000万円であればその5分の3という形になります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

補助率というか、今のは分かりました。この補助金とか地域安全課に限ったことじゃないんですが、前々からちょっと度々申し上げてるのは、補助先がそれだけ高額な契約をする場合、もしこれ例えば上にさくら野東の工事費がありますけど、これは当然町がやるから町の財務規程にのっとって入札等、つまり公平公正にやることが決まってるわけですよ。この助成した場合、金額がこれだけ多くても、もうどういふところに契約するかとかは自治会に任せる、つまり自治会の方で入札といひましようか、そういう何らかの公平な契約になるような、そういうことは、こっちから決められないんですかね。つまり、例えば自治会の、これに限った話じゃなくて一般論としてですが、自治会の誰かの判断でどこか特定のところに随意契約とかなると公平じゃないのかなと感じるんですよ。こういう場合はそういう入札というか、見積もりというか、何かそういう2件以上の見積もりとかそういうのを指定といひましようか、こっちから条件を付けることはできないんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

委員長として申し上げます。このコミュニティの助成金ですけれども、宝くじ助成金、これを活用するに当たって自治会の法人化とか、そういうものがベースにあると思うんですね。そういうことを簡単に説明しながら、今の質疑に答えていただければ、皆さんちょっと分かるかなと思うんですけど、答弁として答えていただいて、そうですね、のちに会議録に残ることで、宝くじの助成金を使つての建設といふのがどういふものつていふのが分かるので、できればそういうふうにお願ひできればと思ひます。今私が言つた分のことに答えていただき、その続きで八木委員の答弁をしていただければと思ひます。

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

少し経緯の方から申し上げたいと思ひます。まず2年ほど前にニュータウン自治会の方からご相談がございまして、ニュータウン中央自治会の公民館が傾いてると、地盤

沈下により、というご相談がございました。自治会の方でもちょっとどうしていいのかわからないという状況の中で、何かこうアドバイスを頂けないかということでご相談に来られました。そこが始まりですけども、そこからですね、町有地に立っておりますので、町の方も一定一緒にやっていかなければならないという判断の下、やはり自分たちだけでは解決できないという判断をしましたので、私たちも一緒になって取り組みを進めてきたところがございます。その中で、ニュータウン中央自治会の公民館を、建て替えをどうするかということを考えていく中で、まず現在地で建て替えをするのが第一にまず考えていってですね、その段階で現在地でした場合には地盤の改良が必要であるということで見積もりを頂きまして、地盤改良した場合に要は1,500万円から以上の金額がかかるということで業者の方から言われましたので、ちょっと難しいってことになりまして、代替地の方を検討してまいりました。その中で最終的に今のプレイロットの所に建設を行うことといたしました。補助を頂くに当たっては、認可地縁団体として自治会が法人化をするという手続が必要となりますので、自治会の方で合意形成を取っていただきまして、その構成員の名簿を役場の方に提出いただきまして、認可地縁団体として私どもは認証をしたという手続を経て、正式に申請をする運びとなっております。ですので、今の段階では来年度のコミュニティ助成金の申し込みになりますので、内示が来ればそのまま2,000万円が通るのかなと思いますけれども、内示が来なかった場合にはちょっと建設自体が難しいということになるのかなというふうに考えております。それと八木委員からのご質問の件についてでございますけれども、こちらの方としては複数社から見積もりを取るよという指導もさせていただいておりますけれども、なおかつ自治会の方でもやはりそういったことを思われることが、自治会の皆さんからすごく警戒をされておまして、役場の手続を教えてもらえないかという相談もあっております。ですので、ほぼほぼ役場の流れ、設計をして、建築をしていく、業者選定をしていく、そういった流れについても、こちらの方からアドバイスをさせていただきまして、その流れに沿ってニュータウンの場合は進めていくこととなっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では、この下の方のふれあいセンター分ですね。それと次のページ66、67ページ、南交流センター管理費、こども地域安全課の所管です。よろしいですか。南交流分は68、69ページの中段まで続きます。質疑はありませんか。それでは次144、145ページ、商工費ですね、ここに数カ所。いいですか。次160、161ページ、下段の消防費ですね。ここが地域安全課の所管です。次のページの162、164ページ、ここで質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

164、165ページの防災対策費ですね、9款1項4目10節需用費、修繕料が149万4,000円、昨年と比較すると、昨年が多分50万円となっていると思うんです

が、これは何か特定の、もう修繕見込み、修繕する箇所等があって、この予算なんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長補佐。

○課長補佐（荒木啓二君）

おっしゃるとおりで、防災行政無線の岡郷の馬込局っていう所があるんですけども、その空中線あいつた所がちょっと劣化をしております、その工事が必要だということに計上しています。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じページですが、消防施設費の方で12目の防災ハザードマップですね、これは今現在結構しっかりしたものがありますけれども、どういうところを加えるとか今先ほどのご説明あったんですが、もう完全に新しいものを作り直すということですか。当然紙のものは作り直さないであれですけど、もう今までのものは言ってみればもう完全になくして、全く新しく改訂版といいましょうか、それを作るということに考えてよろしいんでしょうか。現在のもに何かが例えば追加分を作って配布するとか、そういうことじゃなくても防災ハザードマップというものの自体を完全に作り直すんですかね。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

ハザードマップにつきましては現在あるものを改定いたしますので、あるものを当然、見やすさとかそういった部分も項目につきましても見直しを行いますので、新しいものを配布したいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

これから作られることですし、委託なのでちょっとできてからでもいいんですけど、先ほどの中で高潮の浸水想定みたいなものがあるということでしたけど、実際に大村湾でも高潮で何らか結構影響を受ける範囲とかありそうなんじゃないでしょうか、もし今の時点で分かれば。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

先ほど申し上げました2月28日に公表がございまして、岡郷の舟津付近ですね、あ

の辺は高潮の場合に、3メートル未満の浸水の可能性がありますので、そういった地域も踏まえまして防災ハザードマップに落とし込んでいくという作業を行ってまいりたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。今165ページまで来ました。
堤委員。

○委員（堤理志委員）

165ページの防災対策費の13節で、IP無線機利用料ですね、これはもう以前からあったと思うんですけども、ちょっと改めてお伺いしたいんですが、ちょっと今調べたところ、このIP無線機というのはいわゆる携帯のキャリアの電波を利用しているということで、その中のメリット、デメリットの中で、キャリアのサービスエリア外では通信が難しい、できないということなんですが、本町の場合、山間部なんかもあるもんですから、活用としていろんな問題点はないのかですね。キャリアによってはどこでも入るものもあれば、山間部では電波の調子が悪いなというのものもあるんじゃないかなという、今はもうそういう問題はないのかですね。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

無線機につきましては今回更新を行いまして、以前はですね、無線機とかは例えばその高さが違ったりとかそういった状況で入りにくいかってというのがございましたけれども、訓練とか、実際の火災の際使用しておりますけれども、今のところ不便を感じたことはございません。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私が使ってる例えば携帯電話だと、長与町内ではそうないんですけども、例えば西彼杵半島のちょっと山間部の方に行くと、もう入らない、某キャリアではちょっと入らない状況があるんで、そういった事例が長与町内の例えば山火事が起こったというような時に町内のどっかの山間部で、いざというときに通信がうまくいかないというようなことがあったら大変なことかなというふうにちょっと心配してるもんですから、その辺りの電波状況などは確認されてるのか、それからそういう心配はないのかですね。お願いしてよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

正確に電波の確認をしたわけではございませんけれども、例えば昨年11月に消防の

パレードの方を時津町と一緒に時津町の山奥の方まで行ってパレードを行いましたけれども、その際も使えたので、今のところ電波が届かない所にたまたま行ってないだけかもしれませんけれども、今のところ届かないといった事情は発生したことはありません。ただその電波が届かない地区が長与町内にないかどうかというのは確認して見る必要があるのかなと思いますので1回このキャリアの方に問い合わせをしてみたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。166、167ページの上段までですね、ここまでが地域安全課です。よろしいですか。歳入歳出いずれでも結構です。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

各地区のコミュニティ関係は担当課ですよ。先日上長とコミュニティの新年会があった時に役場の職員の方がサポートで入られていたんですよ。そういう役場の方がその地域のコミュニティ活動のサポートとして入られている状況をちょっと私存じ上げなかったもので、これがどのくらいの頻度で入ったり、どういう時にサポートをしたりされているのか、ちょっと情報として知っておきたいと思うので、その辺りの説明いただければありがたいと思うんですが。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

上長と地区の地区コミュニティにつきましては、今年度職員研修といたしまして町の職員の方から2名派遣をしております。要は地域活動の方に職員が参加をしたことによりまして、さまざまな経験が得られるものと思っておりますので、職員研修の一環としてお願いしているものでございます。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

派遣研修につきましてはちょっと開始時期につきまして、今、把握できる資料を持ち合わせてないんですけども、大体毎年2地区にそれぞれ2人ずつという形で、各コミュニティにお声をかけまして、受け入れていただけるコミュニティがありましたら、そちらの方に派遣するという形で進めております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、2地区に2人ずつということですが、なぜ2地区だけなのか、できればマンパワーが取られてしまうというのは実態なのかはできませんけれども、それを順繰りに回って

いくような計画なのかというのと、地域活動に参加ということですが、決して否定的な面では思っていないですよ。そうやって地域の住民と交流ができるというのは非常に公務員としてもいい経験になると思うんですが、そこでどういう地域活動に参加しているというか、例えば先方から要請があってからなのか。あるいはもう事前にキャッチした情報がある時にそこに活動、サポート参加をしますよというようなことで役場から入ってるのかという、もう少し内容的に詳しくあらかた教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

地区のことにつきまして、私の方から回答させていただきますけれども、職員のマンパワーといった部分もございますけども、実際打診をした際ですね、なかなかやはり受け入れ自体も難しいといったお声も頂いておりますので、その辺はこちらの方が派遣できる人数と希望をある程度取りながら実施は行ってまいりたいと考えております。今までのところは2地区で行ってまいりましたけれども、今後については少し検討してみることも必要なのかなというふうに感じております。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

派遣研修の内容につきましてですけども、基本的にそれぞれコミュニティで毎月1回会議を、役員会などの会議を開いておりますので、そちらの方の会議に出席をしていただくこと。あとまたそのコミュニティで行われるイベント等があった際に、サポートが必要だった場合にはコミュニティの方から職員の方にサポートをお願いして、そこで活動に参加をするといったような流れになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

主要な施策に関する説明書の9ページ、10ページの地域安全課の分なんですけれども、これ8,900万円の集会所建設、これはこの前なんか補正予算か何かで通った6,500万円のさくら野西か何かの公民館のことですか。それとも別のものですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

こちらに計上しておりますのはさくら野東自治会、今からできていく自治会の分となっております。

○委員長（金子恵委員）

下町委員。

○委員（下町純子委員）

ということは、この前通ったのはさくら野西ですよね、そこはもう自治会自体ができてるわけですね。東の方はまだ何件ぐらいい入居っていうか、建ってるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

入口係長。

○係長（入口健太郎君）

さくら野東自治会の区域につきましてはまだ供用開始がされておられませんのでまだ住宅が建ってません。なので建ち次第、来年度から供用開始が始まりますので、建ち次第状況を見ながら設立に向けての準備を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

下町委員。

○委員（下町純子委員）

すいません。よく分からないんですけども、まだおうちには建ってないけれども、集会所を建てるということですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

通常団地開発が行われた場合に、開発者の方に公民館を設置しなければならないというのがございますので、自治会を立ち上げる前に出来上がってるのは正常なのかなと思いますし、また自治会の活動拠点となるものがないと、やはり活動がなかなかしにくいといった部分がございますので、立ち上がる前に建物が必要かなというふうに判断をしております。

○委員長（金子恵委員）

下町委員。

○委員（下町純子委員）

分かりました。今まで建っている団地、ニュータウンもそうですけれども、は開発業者の方が建ててるわけですね。今度は町が、ごめんなさい、よく分かってなくて申し訳ないんですけど、町が出すってというのはどういう経緯、町が開発してるからということですか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

高田南土地区画整理事業地につきましては、長与町が開発者になっておりますので長与町の方が公民館を設置する必要がございます。

○委員長（金子恵委員）

下町委員。

○委員（下町純子委員）

ということは、さっきニュータウンの中央区の公民館がマックスで4,250万円いっぱいいっぱいですね、建つということなんですが、さくら野西が6,500万円ですよ、で今度建つのが8,900万円、あまりにもちょっと高いような気がして。今度、さくら野東についてはニュータウンの倍ぐらいですよ。ニュータウンが4,250万円のマックスだとしても、倍ぐらいついていうのはなぜなのでしょう。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

今回予算計上しておりますものは、極めて標準的な公民館を想定しております決して華美なものではございません。面積で150平米程度を考えておりますし、その内容につきましても標準的なものを考えております。しかしながら、単価につきましては公共工事については、やはり公共工事の単価に従う必要がございますので、民間発注の場合と大きく単価自体が異なります。また計算方法についても、公共の単価になりますので、その分で大きく金額のほうは異なってまいります。その点を考えますと、非常に高いというふうに感覚は私も当然持っていますし、設計者の方も持っています。しかしながら、事実としてこの数年ですね、少し数字で申し上げますと、平成27年から建設物価の上昇につきまして40%の増加、人件費につきましては平成24年を基準としますと85.8%の増加となっております。また、週休2日制度、工事現場の人たちの休みを確保するといった意味合いでも、単価の方に乗っかってまいりますので、計算をしてまいりますと非常に高いと私も感じておりますけれども、このような計算となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

下町委員。

○委員（下町純子委員）

これはもう所管に聞いても仕方がないと思うんですけども、どうして公共工事はそんなに倍ぐらい高いのでしょうか。すみません、答えられないかもしれないんですけど。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

先ほどの質疑に対して答弁をお願いします。

青田部長。

○総務部長（青田浩二君）

ニュータウン中央自治会の公民館と町で今度整備しますさくら野東自治会の集会所の価格が何で高いかという件なんですけれども、その公共工事っていうのが国の基準がありまして、そういったところで民間との率が違ってきます。そういったところで人件費も上がりますし、昨今の物価上昇、そういったところものってきますので、まず公共でした場合は高くなります。高くなる理由というのが、やっぱりまず公共工事からそういった基準を持ってやらないと、民間での雇用創出とか、そういったところが雇用関係もありますので、まずそういったところを育てる、そういったところがまず公共工事からそういったところをしていかないとなかなかその業界が発展しないというところでの、今回の公共工事の発注が高くなる理由になるかと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。今、主要な施策の方の説明書も含まれてましたけれども、全体的によろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで地域安全課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

場内の時計で14時30分まで休憩します。

（休憩 14時20分～14時28分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、秘書広報課の審査に入ります。本案について提案理由の説明を求めます。

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

皆さまこんにちは。それでは、令和7年度一般会計当初予算、秘書広報課所管分の説明をさせていただきます。初めに歳入でございます。歳入は48万8,000円を計上しております。予算に関する説明書34、35ページをお願いいたします。20款5項3目雑入1節雑入の1行目、キャラクターグッズ販売料20万円は全額秘書広報課所管分でございます。36、37ページをお願いいたします。同じく雑入の上から2行目、広告掲載料のうち28万8,000円が秘書広報課所管分でございます。こちらはホームページのバナー広告分でございます。

続きまして歳出でございます。秘書広報課所管分は、人件費を除く2,075万3,000円を計上しており、前年度と比較いたしますと192万円の減額でございます。44、45ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費1節報酬の下から2行目、一般事務補助パート報酬は全額所管分でございます。46、47ページをお願いいたします。8節旅費、普通旅費のうち223万8,000円が所管分でございます。町長、副町長、職員の出張旅費で、前年より8万8,000円の増額でございます。同じく旅費の4行目、会計年度任用職員通勤手当のうち1万2,000円が所管分でございます。9節交際費、町長交際費は全額所管分で前年より10万円の減額でございます。10節需用

費、消耗品費のうち92万1,000円が所管分でございます。新聞購入費、資料代、事務用品費が主なもので、前年より2万3,000円の減額でございます。また食糧費のうち6万4,000円が所管分で、前年より1万1,000円の増額でございます。同じく需用費の印刷製本費のうち5,000円と、その下の修繕料は全額所管分でございます。なお、修繕料につきましては着ぐるみのメンテナンスに係る経費で、前年より1万5,000円の減額でございます。続きまして、11節役務費、クリーニング料は全額所管分で2,000円の増額。その下の通信運搬費につきましては2万9,000円が所管分で、1,000円の減額でございます。その下のタクシー共同乗車券発券手数料は全額所管分で、タクシーチケットの発券手数料が有料化されたことに伴うものでございます。続きまして、12節委託料の上から4行目、公用車運転・点検業務委託料は全額所管分で前年より15万5,000円の減額でございます。委託につきましてはシルバー人材センターにお願いしております。48、49ページをお願いいたします。同じく委託料の3行目、イメージキャラクター商品等製作委託料は全額所管分でございます。こちらはミッキンググッズの製作委託料で、前年より2万2,000円の減額でございます。続きまして、13節使用料及び賃借料の1行目、自動車借上料は全額所管分で前年度同額。2行目、有料道路等使用料のうち15万円、前年と同額。3行目の駐車場使用料のうち1万5,000円、前年と同額でございます。続きまして、18節負担金、補助及び交付金の2行目、タクシー共同乗車券年会費は全額所管分でタクシー共同乗車券の年会費が有料化されたことに伴うものでございます。一般管理費は以上でございます。続きまして2目文書広報費になります。こちらは全額秘書広報課所管分で、前年より194万6,000円の減額でございます。まず、7節報償費、謝礼の4万2,000円は前年と同額で広報モニターとして参加していただく県立大学の学生、一般町民の方への支払いに係るものでございます。こちらは1人1回当たり2,000円の7名で、年3回の会議を予定しております。次の記念品代ですが、こちらは広報ながよ新年号クイズの記念品代とフォトコンテストの景品代で前年と同額でございます。8節旅費の普通旅費は、取材打ち合わせなどで前年と同額、研修旅費につきましては9,000円の減額でございます。続きまして10節需用費、消耗品費と食糧費はそれぞれ前年より2,000円の増額、印刷製本費は主に広報ながよの印刷に係るもので前年より161万1,000円の減額となっております。減の理由は、広報記事掲載基準の見直しによる発行ページ数および自治会配布数の減によるものでございます。続きまして12節委託料でございます。ホームページ保守更新業務委託料は前年と同額でございます。撮影委託料は広報ながよ新年号などで使用する特別職などの写真撮影分となります。前年より5万5,000円の減額でございます。18節負担金、補助及び交付金ですが、こちらは前年と同額でございます。以上で秘書広報課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑に入ります。まず34、35ページ、雑入のキャ

ラクターグッズ販売料、ここが所管です。では同じく雑入36、37ページ、これは広告掲載料が所管分です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

広告掲載料で秘書広報課の方で所管してる部分がホームホームページのバナーだということで、ちょっと今拝見させていただきますと9つの枠のうちに3枠が今使われてて、6つの空きがあるということですよ。これをやっぱり埋めるといのがなかなか難しいのかどうか。何かこう分析されていることがあればですね。あと、もう少し掲載してくださる方が増えるような何か策等々は、なかなか難しい状況なのか、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

現在はいろんなSNSの発信、Instagramとか、いろんな事業所が独自に気軽に広告活動ができるようになったのが、なかなか町のホームページに掲載しない、継続しない理由の一つだろうと考えております。広告を増やす方策といたしましては、実は今ホームページのトップ画面の一番上にバナー広告を掲載させていただいております。以前は下の方に広告を掲載しておりました。上にした理由といたしましては、以前広告を掲載していただいた事業所のやめた理由の一つとして、お金を払っているのに一番見にくいところに掲載するのはいかなものかということで、お金を頂いている以上、一番目立つところに掲載させていただいているというところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。それでは歳入は以上です。歳出の方に入りたいと思います。まず、44、45ページ、質疑はありませんか。戻っても構いません。46、47ページ、ここも数カ所、秘書広報課分があります。それでは次のページ48、49ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

48、49ページの2款1項1目12節委託料のイメージキャラクター商品等制作委託料ですけれども、イメージキャラクターっていうのはいろんな種類がマグネットとかクリアファイルですかね、いろいろあると思うんですけど、これは1社に全部委託しているのでしょうか。それとも物によっていろんなところに委託しているのか、まずそれを伺います。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

まず複数社見積もりを徴取いたします。一番金額が安い所に発注させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

では、1社が引き受けるということですね。以前から申し上げておりましたミックンファミリーの著作権の問題があったと思うんですけど、それはもう関係なく普通に見積もりで一番安いところに頼めるということですかね。前は著作権を持つてるところしかミックン以外のキャラを使えないというようなことがあったと思うんですが、現状をちょっとまず伺います。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

ミックンファミリーにつきましては、制作した会社が著作権を保持しております。で、ミックンファミリーを用いたグッズを作成する場合、こちらは随意契約をするしかないと考えております。従いまして、ミックンファミリーを用いて事業展開をする必要性があると判断した場合には当然随意契約をいたします。現状は、ミックンファミリーのグッズは手元にございますので、ここ最近発注しているイメージキャラクターの商品につきましては複数社見積もりを取っております。従いまして、ミックンファミリーを用いた製作はここ最近行っておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。今49ページまで行きました。次50、51ページ、上段の広報ながよ分とかまでが秘書広報課の所管です。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

長与町の公式LINEはこの項目の中に入っているんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

LINEとしては予算計上しておりません。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

担当課だという認識をしますのでちょっとお伺いしたいんですが、実は道路のことで公式LINEの中で問い合わせができるようになってますよね。いろんな不具合等がある時に、LINE上でそこを教え周知できるという仕組みがあると思うんですが、うち

の自治会の方がそのLINEを使ってお知らせしようとしたところ、地図でどこの場所ですかという指示をするページに飛んだときに、そこがなかなかうまく機能しないという話がありました。それで、実はその話がある前に私も別の場所でそれを使ってみようと思ってLINEの私も同じような手続きをした時も、やっぱり地図でこのワンポイントここですよというのの指示がなかなかできずに、もうそのまま、ちょっとそこでの解決は困難だったんですね。ですから、そういった事例が他ににないのかということと、あとその辺りがもう少し改善できないのかなというふうに思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

私どもの業務といたしましては周知広報に特化しておりますので、機能面に関しましては把握しておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと先ほどの私の質疑の続きといいましょうか、同じイメージキャラクターに関連してですが、ミックンファミリーの著作権を1社が持っていることは、状況は変わっていないということですよね。以前、この問題をもう何年も前に取り上げた時には、一応当時の秘書広報課長などが、いわゆる著作権の買い取れないかとかっていうのを交渉みたいな形で話はしているというようなことだったんですが、もう何年かたちますけれども、今現在はそういう交渉は行っているのか、もうそれは諦めたというかなのか。ただ、そうすると、もう先ほど課長がおっしゃったように、もしミックンファミリーを使わざるを得ないような広報物等の時には、もう1社の随契になるっていうことは変わっていないわけですよね。なのでそれが、よくないんじゃないかということで、再三かねてから申し上げてるんですが、その状況は改善しようとか、今現在の考え方はどうなんですか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

ミックンファミリーの著作権は制作した所に今現在もございます。過去において、買い取れないかといった協議は過去のそれぞれの当時の課長が行っていましたが、意思が固いので現在は買い取りの協議は行っておりません。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほどこのイメージキャラクター商品、製作の方はミックンファミリーは使わないので、そういう入札というかで委託できるということでしたけど、そのミックンファミリーを使うようなケースというのは、各課が何か広報物とか作る時の印刷とかでしようけども、それはやはりある程度一定毎年度というか今も1社随契であるんでしよう、結構。それともあまりないのか。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

安易に随意契約することは、競争的には好ましくないと考えております。従いまして、どうしてもミックンファミリーを用いて事業展開しないといけない、これは著作権がその事業所あるので、それは仕方がないことだと思います。従いましてミックンファミリーを使用する時には随意契約するしかない。ただし、ミックンファミリーを用いて事業を展開するかどうかは慎重に判断する必要があると考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で秘書広報課の審査を終了いたします。

場内の時計で14時55分まで休憩します。所管の皆さまはお疲れさまでした。

（休憩 14時47分～14時53分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより情報政策課の審査に入ります。提案理由の説明を求めます。

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

皆さんこんにちは。それでは、議案第22号長与町一般会計予算の情報政策課所管分につきましてご説明申し上げます。まず歳入でございます。予算に関する説明書の18、19ページをお開き願います。14款2項1目1節総務管理費補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金1,051万1,000円のうち、412万9,000円が情報政策課所管でございます。これは2款1項9目電子計算費18節負担金、補助及び交付金における社会保障・税番号制度中間サーバー・プラットフォーム負担金に係る補助金でございます。また同日2節新しい地方経済・生活環境創生交付金のうち、デジタル実装交付金として549万1,000円を計上いたしております。これは情報政策課が所管いたします窓口キャッシュレスサービス導入事業、および生涯学習課が所管いたしますスポーツ施設、スマートロック推進事業に係る補助金でございます。補助率は2分の1でございます。続きまして34、35ページをお開き願います。20款5項3目1

節雑入のうち、上から7番目になりますが、デジタル基盤改革支援補助金として9,211万3,000円を計上いたしております。これは情報システム標準化・共通化事業に係る補助金でございます。この補助金は地方公共団体情報システム機構からの補助となり、国、県以外の団体からの収入であることから、20款諸収入で計上させていただいております。また、同じく雑入のうち下から11番目になりますコピー使用料17万5,000円を計上いたしております。

続きまして歳出でございます。60、61ページをお開きください。2款1項9目電子計算費でございます。2節給料から4節共済費までは、情報政策課7人分の人件費でございます。それぞれ2節給料2,681万円、3節職員手当等1,597万5,000円、4節共済費819万7,000円を計上いたしております。8節旅費は24万6,000円を計上。10節需用費は1,238万9,000円を計上いたしております。令和7年度から稼働予定の標準化後の基幹業務システムから出力します帳票納付書等に係る予算を情報政策課で集約させていただきたいと考えておりまして、印刷製本費が純増となっております。基幹業務システムの標準化・共通化につきましては令和6年度から着手してございまして、法律に基づきこれまで自治体ごとに異なっていた基幹業務システムを国が示す標準の仕様を満たすシステムに令和7年度末までに変更するものでございます。11節役務費は3,208万5,000円の計上でございます。うち回線使用料でございますが、基幹業務システムの標準化に際して必要となるガバメントクラウド利用料を新規で計上させていただいており、また令和7年度から庁舎および公共施設のインターネット接続料に係る予算を集約化していることもあり、大きく増加をしております。12節委託料は2億9,665万円でございます。基幹業務システムの標準化に関連して大きく増加をしております。それでは主なものをご説明いたします。62、63ページをお開きください。上から4番目の情報システム保守業務委託料でございますが、うち電算システム運用管理委託として1,477万1,000円を計上いたしております。これは基幹業務システムの運用支援のための委託料でございます。またガバメントクラウド運用管理補助業務委託として1,102万2,000円を計上いたしております。これは基幹業務システムの標準化に際して、新たに必要となるガバメントクラウドに関する運用管理業務でございます。次に情報システム導入業務委託料でございますが、うち情報システムの標準化・共通化に係る委託業務といたしまして1億6,493万9,000円を計上いたしております。令和7年度末が目標とされる移行期限であることから、7年度に主要な作業を実施することとなっております。次に情報システム改修業務委託料でございますが、うち財務会計システムバージョンアップ業務委託として922万6,000円を、避難行動要支援者等管理支援システム標準化連携対応業務委託として342万1,000円を計上いたしております。13節使用料及び賃借料は1億2,006万2,000円でございます。内訳といたしまして、情報システム使用料8,309万1,000円は住民基本台帳事務や税務などの業務システムに係る利用料でございます。情報

化推進技術使用料230万8,000円は、汎用的電子申請システムの利用料と内部連携用チャットツールの使用料でございます。17節備品購入費は1,055万6,000円を計上いたしております。基幹システムの標準化に伴うガバメントクラウド連携サーバー、業務系パソコン30台、および業務用アプリケーションソフト、窓口キャッシュレスサービス導入事業に係る専用レジおよび電子決済端末の購入費を計上いたしております。18節負担金、補助及び交付金は2,806万5,000円を計上いたしております。うち、社会保障・税番号制度中間サーバー・プラットフォーム負担金723万円は、マイナンバー制度に伴う情報連携システムに係る中間サーバーの次期システム設計の構築、および運用経費を負担金として支払うものでございます。このうち、次期システム設計構築に係る経費につきましては、国庫補助対象となっております。外部デジタル人材の共同利用事業負担金131万5,000円は、市町単独では確保しづらい有能な外部デジタル人材を長崎県で確保し、県内の市町で共同利用するという長崎県の新たな事業に対する負担金でございます。人事給与システム共同利用事業負担金1,616万2,000円は、長崎縣市町村行政振興協議会における電算共同化等支援事業を活用し、更新が必要となっている人事給与システムを共同利用するための負担金でございます。続きまして228、229ページをお開き願います。恐らく一番最後のページになろうかと思えます。債務負担行為に関する調書でございますが、このうち上から3行目、情報システム標準化・共通化事業が情報政策課所管でございます。令和6年度当初予算にて設定させていただいております、限度額は1億3,000万円、本年度の支出見込みはなく、令和7年度までを期間としております。来年度、令和7年度の支出予定額は1,731万4,000円となっております。設定いたしました限度額と当該年度以降の支出予定額に大きく差が生じておりますのは、限度額設定当時当該事業の契約を3件と想定し、これら3件全てが複数年度、2カ年度契約となることを想定しておりましたが、複数年とする契約が1件のみとなったため、この1件の契約分のみがこの債務負担行為の対象となることになったためでございます。

続きまして、主要な施策に関する説明書の9、10ページをお開き願います。情報政策課といたしまして2つの事業を掲載しております。まず情報システム標準化・共通化事業でございますが、繰り返しのご説明となりますが、今年度、令和6年度から着手してございまして、法律に基づきこれまで自治体ごとに異なっていた基幹業務システムを国が示す標準の仕様を満たすシステムに令和7年度末までに変更するものでございます。次に、窓口キャッシュレスサービス導入事業でございますが、役場窓口、具体的には住民環境課と税務課の窓口でございますが、これら窓口での証明書発行手数料等の支払いについて、キャッシュレス決済をすることができる環境を構築するものでございます。また29ページ、補助金・負担金一覧として8件を、続きまして41ページの長期継続契約予定一覧に3件を掲載してございます。内容は記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。まず歳入の方から入っていきます。18、19ページ、ここの総務管理費補助金の2行目ですね、ここが所管分になってます。質疑はありませんか。よろしいですか。戻っても構いませんので進めます。次が34、35ページ、ここはデジタル基盤改革支援補助金ということで、結構大きな額が入ってます。それとコピー使用料、ここが情報の分です。いいですか。それでは次、歳出の方に移ります。60、61ページ、ここの電子計算費は情報の分です。質疑はありませんか。よろしいですか。それでは次のページ62、63ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

前回は確認したかと思うんですが、ちょっと私も内容を十分理解できないので、もう一度お伺いしますが、今国の主導の下で自治体の情報システムの標準化・共通化というものが全国的に進められているようなんですが、これがちょっとそもそも論が分からなくて、なぜこの標準化・共通化が進められているのかと、これによって本町としてどういう利便性が高まるのか。ざっくりとした感じでも結構ですので、概要をお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

今、令和6年度と7年度でやってございます今申し上げていただきました基幹システムの標準化と共通化というところなんですけれども、これも大きく分けると2つ国としては意味を持たせております。1つは、もう純粋にシステムを共通化しましょう。これは全国自治体約1,700あると思いますけども、それぞれ同じ業務をやっているにもかかわらずシステムが全部違うんですね。ですので、やってることは同じなんですけど、システムが違うので、結局それを作ってるメーカーがそれぞれ何か法律が改正された時にそれぞれが改修しなきゃいけないというふうなことだったり、そういう意味で同じことをするのに全然やり方が違う、システムが違うので改修の仕方が違うということで、そういったもので自治体のその都度都度の改修の負担とか、あと当然コストですね、そういったものがかかるのでそれをシンプルにしましょうというふうなものが1つ大きくあろうかなというふうに思ってます。で、さらにですね、ここが一番問題なのがガバメントクラウドという言葉在先ほど説明の中でお伝えしてきたと思うんですけども、ガバメントクラウドっていう場所にシステムを構築しなさいと。この大きく2つなんです。ちょっと質問の趣旨と変わってしまうかもしれないんですが、このガバメントクラウドに移行をする、そしてその中に共通のシステム、メーカーは複数あるんですけど結局はですね、その標準の仕様、こういったものができるものだけにしなさいとそういったものを構築しなさいというふうなことを、2つをセットとして基本的に進めなさいと言

ってるのが、今取り組んでおりますシステムの標準化・共通化事業の内容でございます。で、その必要性なんですけれども、国が目指しているのは、どちらかというとシステムについての共通化っていうのはイメージできていただけるかなと思うんですけど、もう1個のこのガバメントクラウドにのせなさいというふうなところっていうのはあまりちょっとイメージがなされてないというか、伝わってないところかなというふうに思っております。で、このガバメントクラウドっていうのは何かということですね、国が指定しました、もうここの技術大丈夫です、セキュリティ的にも大丈夫ですというふうな場所に、共通のシステムを置きなさいというふうなものになるんですね。そうすることによって何がメリットとして考えられるかということ、まず大規模災害対策と国は言っています。結局そういう国が指定したクラウドということで、仮想のインターネットの空間ですけれども、そこにデータがあります、システムがあります。そこは当然いろんな場所にバックアップを持てるような形のものになってます。ということで、どこかで災害が起きて、そのデータというのはもう全然違う所のどこかにありますというふうなことが担保されるということで、大規模災害対策になるという点が1点です。あと事務の効率化、これもガバメントクラウド上でシステムを構築するというやり方は、言ってみると今役場の中でもベースとなっているのが、それぞれあるのは言ってみれば端末です、各大きな立派な端末、立派なパソコンの中で、各自庁内の中でシステム等を構築して、保守してっていうふうなことをやっているんですが、こういったものが全てその中でできるようになりますので、そういう自前の中でのハードの保守とかそういったものを個別にしないで済むようになるというふうなメリットがあって、私どもの情報システム担当の者の事務が効率化されるでありますとか、いろんなことをそれぞれで契約をしなきゃいけないものが、その契約数が少なくなるというふうなメリットがございます。そしてあとセキュリティです。立派なデジタル庁が一定認めた場所っていうふうなことでございますので、自治体ごとにセキュリティ対策というのを今はしてるんですけども、基本的に、そういったものも一律で、かつ高品質のものセキュリティ対策が取れるというふうなことです。以上がメリットとして考えられているということにございます。ちょっと長くなりました。申し訳ございません。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

了解をいたしました。それとですね、ちょっと私も物の本で見ますと、デジタル庁が標準化対象の事務を標準化システム、要するにコストがですね、デジタル庁の試算としては2割3割程度の削減になるんじゃないかというふうな試算を出してるんですが、実質的に自治体によってはむしろコストがかかっているよというような自治体があるというような話も聞いてるんですが、本町はその辺りはコスト削減効果というのは見込まれるのか。この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

おっしゃるように先ほどメリットのところでも申し上げましたが、当然コスト削減というところは国の目標として掲げられておりまして、2018年比で3割減というのを目標としているという実情がございますが、今ご指摘のとおり現状として、まだ実際運用まで始まってませんので申し上げられないところはございますが、先行で検証団体というのが検証しておりまして、その中では倍以上になってるというふうな結果が今なっているという状況でございます。令和7年度予算、令和6年度比較をやってみました。概算です。ただ、その結果ですけれども、ランニングコストだけの比較でいきますと、長与町は約1.6倍になるというふうな試算でございます、現状ですね。ただ、現行の令和6年度の費用については、やや小さい、より金額低いというふうに思っていたのが正解かと思っております、っていうのは結局先ほど申し上げたようにコストというのが一定もうかかってしまっていて、今安くなっているものっていうのがあるんですね。機械のリース料であるとかそういったもので安く出ているというふうなところも出ておりますので、そこと比較して今のところ1.6倍という数字が出ているところではございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

なかなか、まだ事業の開始途中なのでいろいろと紆余曲折しながらだという状況だと思うんですが、もう1点ですね、ちょっと分からないのが共通SaaSって言うんですかね、こういうシステムというのも町としてはやっていくんですかね。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

おっしゃられたSaaSですね、Software as a Serviceの略でSaaSということなんですけれども、これどういうことかというインターネットを通じてサービスだけを利用できるっていうふうなものになります。つまり自前で、例えばサーバーであるとか今までの機器ですね、こういったものをそろえなくても直接業務用の端末からある場所にアクセスをすることで全てのサービスが利用できると。これをSaaSというふうにお考えいただければいいと思うんですけれども。国は当然全てこれでやっていこうと、これを最終的には目指していこうという方針を出しております。当然のことながら、自治体の業務というのは、セキュリティとか取り扱う情報というところが厳しく制限をされています。全てをインターネット、通常の私たちがふだん使うインターネットの回線だけでやりとりができるというふうにはなってございません。ですので、SaaSとして提供ができ

るサービスというところは、まだセキュリティの面でできるものとできないものというのがあります。当然、実際の中でもSaaS使えるものもごございます。ですので、ご指摘のとおりでき得るもの、活用ができるものについては、国の方針にのっとりSaaSを積極的に活用していくという方向性でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そこですとね、そのSaaSの活用が今の話ですと国デジタル庁は全国そういう標準的にやっていきたいという思いだそうということだと思んですけども、中核市長会の方から、例えば環境問題でのそれぞれの自治体の取り組みの中で、国の標準的なサービスよりも、幅広くいわゆる横出しのサービスであったり、あるいは上乘せのより規制を厳しくする、上乘せ、横出し等のサービスをやっているとところからすれば、そういったものにも対応できるようにしてほしいというような要望が出てるといふに聞いておるんですけども、例えば共通化という言葉はいいんですけども、やっぱり自治体間でより行政サービスを向上させようとする中で、なんか画一的な自治体になってしまうんじゃないかという懸念もあるんですけど、その辺りの対応というのは今どういう懸念があるのかどうか、それとその辺りは対応していくのかどうか。いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

今おっしゃられた今地方独自で展開をされてる、横出しであったり上乘せの部分の業務をシステムで行っていると。この部分については共通化されるとできなくなるんじゃないかというご懸念だと思います。ここも当然国の方も分かっております。ここどう考えるかという、まず共通化部分はもうここは共通というふうに決めてしまおうということです。今おっしゃられたように、横出し上乘せの部分はくっつけるという発想です。くっつける時に、ここがまた問題なんですけど、くっつけるやり方、これ連携機能といいます、連携機能も標準化する、ここがポイントです。どんなシステムでも、横出しして同じような形のシステムを作っていいけれど、つなぎ方、ここは合わせなさいというふうな形で今システムが作られていくことになりますので、当然横出しであったり、上乘せであるというふうな部分については、一部認められてるものもあります。標準オプション機能という言い方をするんですけども、そういう形で付加されるということもありますし、全く別のシステムをくっつける、ただしそれは標準化された連携機能というふうな形で、確実にどんなものでもつなげられるというふうなものっていうのが決まりますので、今申し上げた点でいくと、言ってそこでさらに少し制限されることがあるかもしれませんが、できなくなるというふうなことはないのかな。ただ、そのシステムを業者が作ってペイするかというふうな判断はあり得るかと思っておりますけれども、

したい場合は、そういうふうな形で実行できると、実施できるというふうな理屈にはな
ってございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の件は私もまだまだ分からないところだけで、まだこれから勉強していこうとは思
うんですが、ちょっとこの別件で、LINEのミックン公式、長与町の公式のLINE
Eは所管に当たるんですかね、その運用、されてるのか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

LINEの運用というところについて、ちょっとここも申し訳ありません、内部の業
務の分け方で分かりにくいところでもあるんですけども、何かをやりたいと、LINE
Eを使ってやりたいというふうなものの意思決定は所管です。そして、こういうことを
したいんだけど、LINEのこの機能でできるかなというふうなことの相談を受け
て、やりたいことを作ってあげるっていうふうなところについては、情報政策課の方で
現在はやってございます。そういう意味での所管として情報政策課が今携わっている
という状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そこです、ちょっと検討をしてほしい件がありまして質問をするんですが、LINE
EのですねLINE公式、非常に今頻繁に更新というのは、自動でされてるのか分か
りませんが、非常によくアップされているんですが、そのLINE公式の中で道路、
公園等の不具合報告をLINE上でできるというシステムがあるんですけども、ちょ
っとこれ私と同じ別の町民の方からも全く同じ事象があつて、ちょっと困ったという事
例なんですけれども、道路等に対しての不具合に関して、相談がチャット形式で相談が
できるんですが、どこの場所ですかという時に地図上で示すっていう手順があるん
ですが、その際に私も比較的頻繁に使ってる方なんですけども、その地図上の示すのが非
常に困難で結局もう諦めてしまって、もうそこから先に進めなかったんです。それと全
く同じことがあったということを私の近所の方も、自治会の話し合いの中でそういうこ
とがあったという、全く同じ事象、地図のところでも止まってしまったと。ですからこの
辺りを何らか改善、そういう相談が他にないのかどうかと、改善の必要性というか、改
善の手の打ちようがあるのかどうか、この辺りはいかがでしょう。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

今のご指摘いただいた件については、私が今初めて存じ上げたということが正直なところでございます。一定不具合については情報政策課の方に、他のも含めてそうなんですけれども、対応してございます。保守等も業者等との連携も取れますので、今おっしゃっていただいたことについては担当課も含めて検討して、何らかの対応ができないかどうかというのを検討させていただければと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

63ページの18節の負担金の下から2行目の外部デジタル人材の共同利用事業負担金。この外部デジタル人材っていうのがなかなかぴんとこなくて、よかったらもう1回説明をお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

外部デジタル人材とは何かということもあろうかと思えますけれども、そうですね、どこからご説明をと思えますけれども。まずこれも全国的にということかと思えますけど、いわゆるDXですね、これを進めなさいと自治体も言われているという状況でございます。でDXをするために何からやっていけばいいんだろうというふうなことを、当然私どももそうですし、より小規模の自治体というところはまずそのイメージもわからないし、どういうことをやっていけばいいのか分からないというふうな状況であるということも、国の方もご理解いただけてると。ですので、それぞれもう自分たちで当然できればもちろんいいんですけれども、このデジタルについての知識が知見があらわれる方というのは、当然地方にもまず絶対数として少ないというのもございますし、費用がとても高いというふうな現状もございます。ですのでそういった支援をする際は、個別にできるところとできないところってあると思うんですね、特に自治体の話でいきますと、ですので、一定まとまった形で人材をプールして、そこで都度都度派遣をしてサポートをするというふうな体制を取ったらどうかというふうな、これ国の補助の事業なんですけれども、そこで長崎県としてもその補助を利用してそういうデジタルに長けた人材の方、事業所を選定されて、そこを利用したいよというふうな自治体を募り、それぞれ負担金を払うというふうな仕組みになっているものでございまして、長与町としては今回新規事業ではあるんですけど、まだ県の方もまだはっきりと確定しないところもございまして、本町としてはDX、今から長与町としてもDX進めてまいりますけれども、そういったもののアドバイスとかそういったものを受けたいなというふうなことで、一部支援をお願いするための負担金を今回予算に計上させていただいているという状況

でございます。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そうするとこのDX化っていうのは、本町としたらどの分野っていうかその範囲っていうのは大体想定をしてからの参画っていうか、そういうことですかね。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

本町では、具体的にですけれども、これは令和5年度であったかと思いますが、情報政策課が令和4年度に発足して以来ですけれども、書かない窓口というものを検討しているという状況でございます。今年度より具体的に庁舎内、庁内の方で検討を進めているところでございます。具体的にはそういった形、窓口の書かない窓口ですね、こういったものを検討する際に当然窓口の業務というところが大きく流れが変わってくると。システムを入れたりする場合ですけれども、そういうふうな形で今までやってた事務の流れをどう変えたらいいだろうかと、そういったものに対する、これBPRというふうな表現をすることもあるんですけども、その支援、ビジネスプロセス・リエンジニアリング（BPR）ということで、業務改革ですね。ここの部分の支援というふうなところをまず一義的には考えているというところでございます。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そうするとこのDX化の流れが進化していくということは、取り組みというか共同利用事業というのは、1年2年で終わるんじゃないかというふうなことは、言い方ちょっとあれですけども、進化の度合いに応じて、町としてもさらなる要するに進化というか、そうするとこの共同事業というのは国としたら、時限的なんじゃないかというふうなことは、いいよってことはないんですね。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

理想としてはずっと支援を頂きたいというのが正直なところでございますけれども、まず長崎県としてもこれを継続的に実施するのかということについては、今まではっきりとはお答えいただけてございません。ですので私どもも、現状としてはもう単年度、単年度で判断をしてまいりたいというふうな考えてございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

先ほどのガバメントクラウドについてお伺いします。これは国がセキュリティ面として大丈夫だということにデータを集約するというので、共通データを保管するということだったんですけども、そもそもこのガバメントクラウドの請負会社っていうのは、国内の会社でしょうか。それとも海外の会社でしょうか、例えばというか後期高齢者の広域連合の全国の共通のシステムではAmazonを採用しておりますが、こちらの方はいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

おっしゃいますとおり、ガバメントクラウドをデジ庁が認定するんですけども、現状4つ、これ全て外国でございます。今おっしゃっていただきましたAWS、これもその中の1つでございます。そして令和7年度までにデジタル庁がこれだけを満たしなさいという条件を満たすことを条件として、日本で唯一、さくらインターネット、これがガバクラの認定を受けているという状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この62、63ページの電子計算費の中から幾つか私も伺いたいんですが、まず先ほども質疑が出ましたが、情報システムの国による標準化の件ですが、令和6年度、7年度と2カ年度で行うということで、去年の当初予算にも6年度もあって、その時説明を受けたのが、私の記憶が間違っていなければ、本来全額国費であって、ただ今回は、多分去年6年度もだったと思うんですが、最初から全額国費とかではなくて、今回の場合は9,211万3,000円がJ-LISからの補助金で一般財源が7,477万7,000円ありますけど、この一般財源の分も最終的には国の交付金というか、国からの出ることでしたですかね。ちょっと今一度説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

こちらは全てガバメントクラウドの標準化するシステムを移行するためにかかる経費ですね、こちらについては全額国費ですというふうなことでアナウンスを受けておりました。ただ実情といたしまして、全部と、各自治体が全部これだけかかりますということ国に報告した際に、全部出せないというふうなことになったようで、上限額というのが示されてございます、国費の上限額。ですので、現状としては、事業費、まだこれ

から少し変わる可能性がございますけれども、その部分少し足りないという状況でございます。ただ、国の方も一定さらなる補助金のアップというふうなことが必要だというふうな認識もありまして、令和6年度中にもう一度再度計算をして、どれだけかかるのかということをご報告しなさいという調査がございます。その結果についてまだ出てきてございませんけれども、一定今よりは今示されている上限額よりは、国費として補助金として担保されるのではないかなという期待はしております。ただそれはあくまでも移行、イニシャルの部分だけでございます。先ほど申し上げました概算で1.6倍と言いました現状のランニングコストの費用についてというのは、これからまだできることいろいろありますよね。国の方は言ってるんですけど、それをして少し落ち着いたとしても、ちょっとはみ出してしまう部分については普通交付税措置というものを考えていると。その他の特別交付税も含めた地方財政措置というものを考えているというふうなことのアナウンスが出ているのが現状でございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今のところは分かりまして、同じ目の18節から、先ほども質疑に出ました外部デジタル人材の共同利用事業負担金ですが、先ほどのご答弁で県が募ってとおっしゃったと思うんですね。つまり、県の全市町でみんなではなくて、長与町はそれに参加すると手を挙げたということかと思うんですが、県内で何市町ぐらいがこれは共同利用されるか分かりますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

これはあくまでも予定ということでございますが、現在お伺いしているのは8市町でございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

物理的にというと、ちょっと語弊があるかもしれないけど、人ですよね、人を共同利用すると。これまず1人とか、もう人数も決まってるんでしょうか。これからなんですか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

人員という形でお伺いしておりませんで、やはりその1事業者というふうな形での契約を検討されているようでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると131万5,000円っていうのが、要するに当然長与町が直接一定の今事業者とおっしゃいました例えば優秀なそういう人材であったり、派遣してもらって、単独ですよ、何かいろいろ相談したりするよりは、スケールメリットというか当然あるから、ちょっとあるということで判断されて参加したということによろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

はい、そうでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。ちょっとまだ詳細も分からないので、この件は分かりました。で、その下ですね、人事給与システム共同利用事業負担金、ちょっと先ほどご説明はあったと思うんですが、金額が結構大きいかなと思うので、改めてちょっともう1回説明していただいてよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

この標準化、共通化とかと同じような考え方に類するものと考えてございますけれども、今自分たち自身で単独で入れているシステムというものについては、できるだけ共通したものを使いなさいと、これは国の方針としてしっかり出ているという現状がございます。で、その中で、今は標準化20業務、うちでいくと18業務になるんですけども、それ以外のものについても先行して使えるものについては共同で使いなさいという方向性がございます。その中で、内部の事務管理のシステムになります人事給与システムというところが、今回更新のタイミングを迎えているというところもございましたので、国の方針っていうふうなところも検討させていただいた上で、今回長崎県市町村行政振興協議会、これ長崎県の市町が全員入っている協議会でありますけれども、その中で共同のシステムというふうなものがございましたので、それを活用させていただきたいと考えているところです。当然現状のシステムっていうふうなところとか、他の私どもが利用しているシステムとの関係性ですね、関連性、連携性とかそういったものも当然考えさせていただいた上で、ここの今回共同利用させていただくシステムというところも、基準を満たすと望ましいというふうな判断をさせて、この2つの観点から今回こちらの方のシステムを共同利用させていただきたいというふうに判断をさせていただい

たというところがございます。あと費用の分ですけれども、これも実際のところなかなか難しいところ、判断しがたいところありますけれども、一定市場価格から、これ市町村振興協議会の資料の数字でございますけれども、大体約40%ぐらい安価な形での導入ができ得るものだというふうなことで伺っております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっとこれまで先ほどおっしゃった内部のというか、長与町の人事給与システムというのがどういうものなのかというか、運用にどれぐらいかかったのかっていうのをちょっと予算等調べてないんですが、今までは町の独自といたしましうか、共同ではない人事給与システムを使われてるわけですよね。それは大体今までどのぐらいの年度予算がかかってたのか分かりますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

木須課長。

○情報政策課長（木須紀彦君）

これがかなり前に導入をしていたもので、現状としてはもうほぼかなり格安の状況で運用ができていたということではございます。ですので、6年度と7年度を比較すると、かなりの差が当然あるということでは正直でございます。ただ、その当時のものですね、ちょっと今数字を持っておりませんが、一定この数字、金額というところも、当然ですけれども遜色ない金額のものが当時入れさせていただいているということかと思えますので、費用が特段大きく今回ではね上がっているというふうなことはないかなというふうなことは言えるかなと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、情報政策課の審査を終了いたします。

本日の委員会はこれで終了です。皆さまお疲れさまでした。所管の皆さまお疲れさまでした。

（閉会 15時48分）